

年金検定2級セミナー

年金検定を取得する
メリットと試験対策

年金検定試験の概要①

◎目的

（一社）日本金融人材育成協会が主催する、公的年金等に関する専門的、実務的な知識と能力を身につけていることを証明する検定試験。1級（応用）、2級（基礎&応用）がある。



- 合格するために必要な学習をすることにより公的年金等の基礎～実践知識を身につけることができる。
- 試験を通じ、自身の弱点やレベルを知ることができるので、効率よく弱点の強化、レベルアップを図ることができる。



「使える知識」を身に着ける

年金検定試験の概要②

- 仕事

公的年金に関して、お客様の個別具体的な事例に沿った適切なアドバイスができるようになる（金融機関にお勤めの方、社労士、FP）。

- プライベート

老齢・障害・遺族年金が貰える要件がわかり、年金額も計算できるようになるので、ご自身や家族の将来のライフプランをたてる際に役立つ。

- その他

FP試験、社労士試験の年金科目に強くなる。

年金検定試験の概要③

◎出題範囲

- ・ 公的年金制度の仕組み（被保険者、標準報酬、保険料、被用者年金制度の一元化等）
- ・ 公的年金給付の支給要件・年金額の計算（老齢年金の繰上げ・繰下げ、在職老齢年金の計算等を含む）
- ・ 裁定請求その他の手続き
- ・ 離婚時の年金分割
- ・ 確定拠出年金、確定給付企業年金、国民年金基金
- ・ 医療保険（健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度）
- ・ 介護保険（要介護認定、給付の仕組等）
- ・ 年金に係る税金 等

年金検定試験の概要④

◎出題形式

- ・ 2 級 ・ ・ ・ CBT方式による四肢択一式問題 50問※

※ 基礎問題…30問

応用問題（事例設定付問題等）…20問

- ・ 1 級 ・ ・ ・ CBT方式による記述式（空欄補充）10事例

◎試験日時

2025年7月～2026年4月 随時開催 2時間

◎合格基準

- ・ 満点の60%以上

2級 試験問題サンプル(基礎) 解答①

□ 日本国内に住所を有する者（平成17年4月1日生まれの学生とする。）は、令和7年4月1日に国民年金の第1号被保険者の資格を取得する。

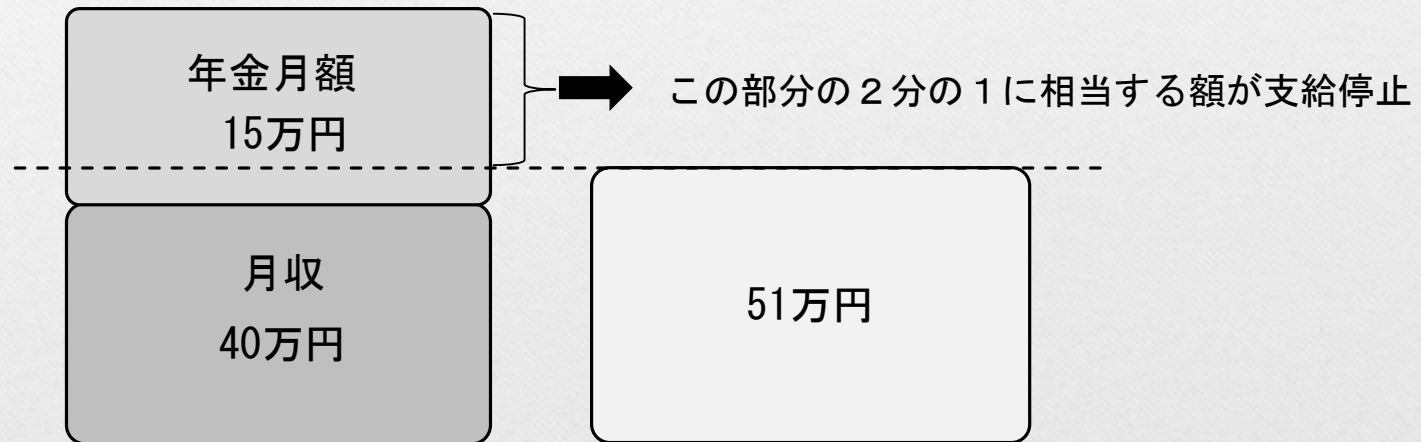
⇒× 平成17年4月1日生まれの者は、令和7年3月31日に20歳に達し、その日に第1号被保険者の資格を取得する。

* 平成17年+20=平成37年 平成37年-30=令和7年

2級 試験問題サンプル(基礎) 解答②

- 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月において、その者の基本月額が15万円であり、かつ、総報酬月額相当額が40万円である場合における在職老齢年金の支給停止月額が3万5千円となる。

⇒○ $(40\text{万円} + 15\text{万円} - 51\text{万円}) \times 1/2 = \underline{2\text{万円}}$



$(\text{月収} + \text{年金月額} - 51\text{万円}) \times 1/2 = \underline{\text{支給停止月額}}$

2級 試験問題サンプル(応用)

次の設定に基づいて、問に答えなさい。

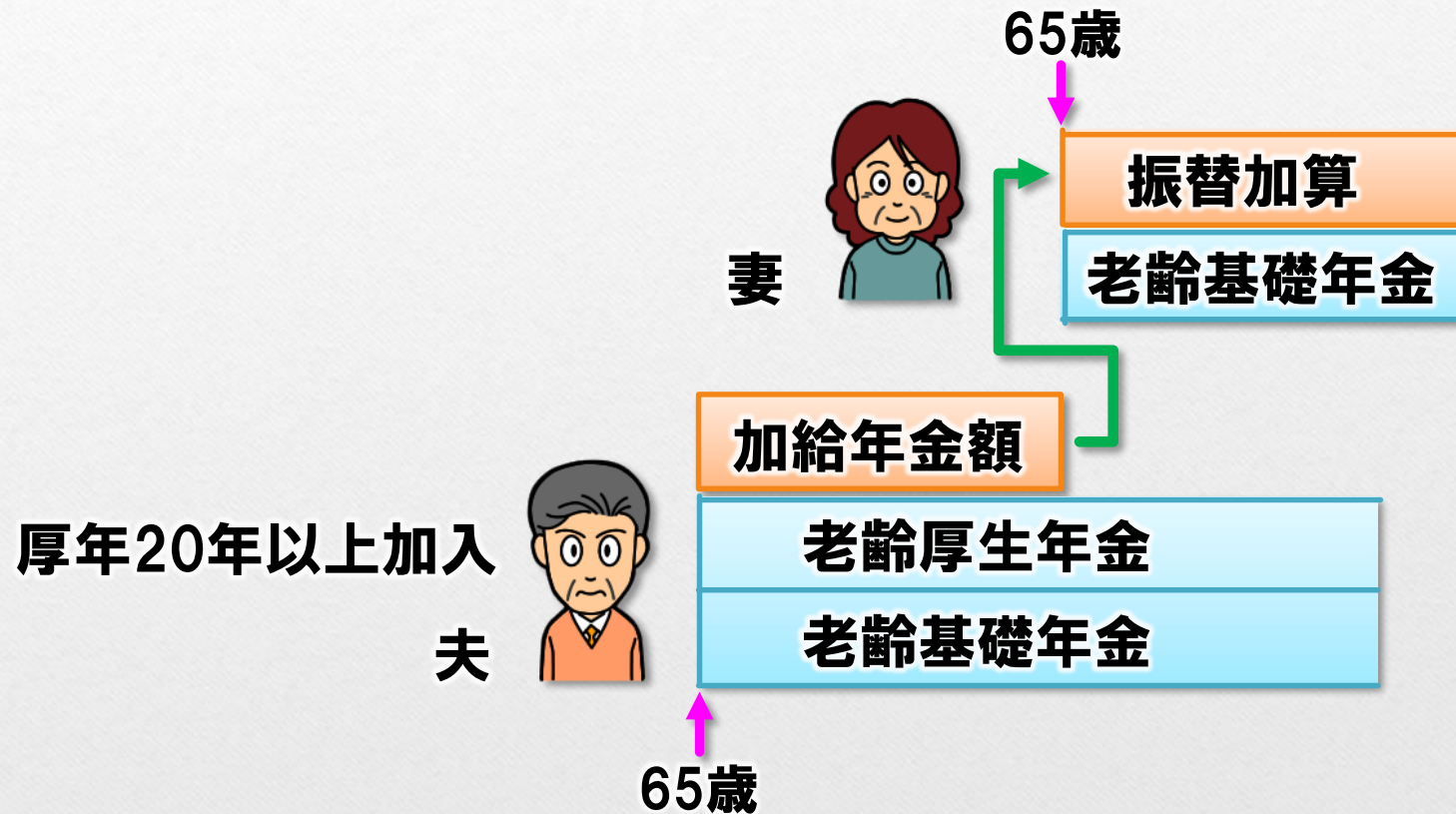
花子さん（昭和35年4月2生まれ、昭和59年4月14日に結婚）の公的年金の加入歴は次の通りである。また、花子さんの夫（昭和29年4月2生まれ）は、昭和51年4月1日から平成8年3月末日まで民間企業に勤務し厚生年金保険の被保険者であった。民間企業を退職した後は自営業を営んでいる。なお、花子さんは、結婚当初より、専業主婦として当該夫によりその生計を維持している。

【花子さんの公的年金の加入歴】

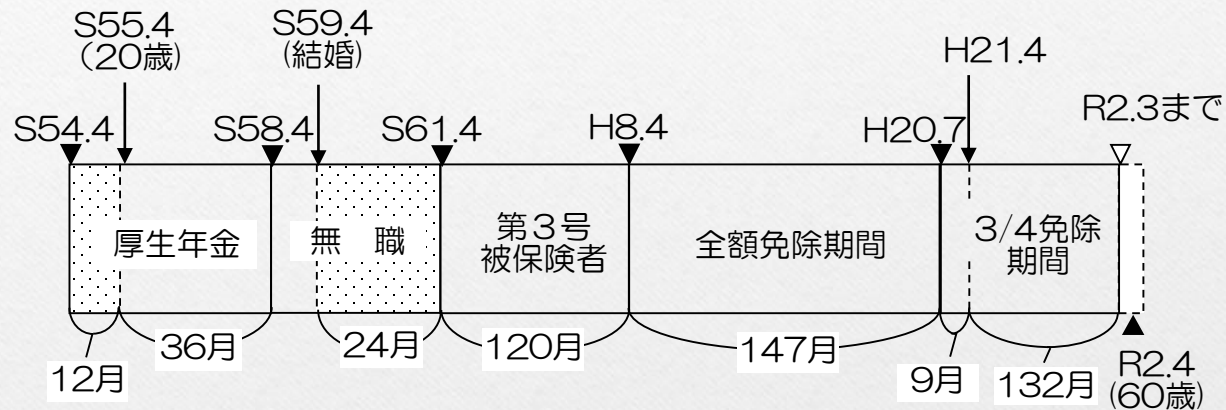
- 昭和54年4月～昭和58年3月（48月）…厚生年金保険に加入
- 昭和58年4月～昭和61年3月（36月）…加入記録なし（無職）
- 昭和61年4月～平成8年3月（120月）…第3号被保険者
- 平成8年4月～平成20年6月（147月）…保険料全額免除期間
- 平成20年7月～令和2年3月（141月）…保険料4分の3免除期間

2級 試験問題サンプル(応用) 解説補足①

<加給年金額～振替加算のイメージ>



年金検定2級 試験問題サンプル(応用) 解説補足②



【花子さんの公的年金の加入歴】

- ・昭和54年4月～昭和58年3月（48月）…厚生年金保険に加入
- ・昭和58年4月～昭和61年3月（36月）…加入記録なし（無職）
- ・昭和61年4月～平成8年3月（120月）…第3号被保険者
- ・平成8年4月～平成20年6月（147月）…保険料全額免除期間
- ・平成20年7月～令和2年3月（141月）…保険料4分の3免除期間

2級 試験問題サンプル(応用) 解答

□ 花子さんの有している老齢基礎年金の受給資格期間に係る合算対象期間の月数は24月である。

⇒× 36月。

□ 花子さんの老齢基礎年金に振替加算額は加算されない。

⇒× 加算される。

□ 花子さんの老齢基礎年金の額の計算式は下記の通りである（年金額は令和5年度の価額とし、振替加算額は考慮しない）。

$831,700\text{円} \times (156\text{月} + 147\text{月} \times 1/3 + 9\text{月} \times 1/2 + 132\text{月} \times 5/8) \div 480\text{月}$

⇒○

年金検定2級 試験問題サンプル(応用) 解説補足③

- $831,700\text{円} \times \frac{\text{納付済期間の月数} + \text{免除期間の月数} \times \text{一定割合}}{480\text{ヵ月}(40\text{年})}$
(令和7年度)

- 計算例

20歳から60歳になるまでの40年間のうち
保険料を20年(240ヵ月)納付した場合

$$\rightarrow 831,700\text{円} \times 240\text{ヵ月} / 480\text{ヵ月} \\ \simeq \underline{415.850\text{円}}$$

年金検定2級 試験問題サンプル(応用) 解説補足④

